

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 全市に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市には、国指定文化財が17件、県指定文化財が21件、市指定文化財が30件の合計68件の有形、無形の文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられてきており、引き続き保護の為の措置を講じる。一方で、市内には宗像大社の境内摂末社などをはじめとする歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く存在し、歴史的風致の維持向上を図る上でも、これらの未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

今後地域に存在する指定・未指定の文化財の実態を把握する取組みを進めるとともに、本計画における保存・活用の方策を講じる他、重要なものについては文化財として新たに指定すること等により、文化財の保護を図る。さらに、今後策定される世界遺産グランドデザイン（仮称）、国指定史跡「宗像神社境内」整備計画（仮称）とも整合をとりながら進めていく。

なお、本市の維持向上すべき歴史的風致の核となる文化財については、項目毎に今後の方針を定める。歴史的風致は「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されていることから、文化財のうち、有形文化財（建造物）と無形民俗文化財についての方針を定める。

【有形文化財（建造物）】

有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物としては、宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿、宗像神社中津宮本殿、鎮国寺本堂、八所宮本殿及び拝殿などが挙げられる。これら有形文化財の保存・活用にあたって宗像大社については、平成25年度策定（平成29年度改定）「国指定史跡「宗像神社境内」保存管理計画」及び平成25年度策定「重要文化財（建造物）宗像神社辺津宮本殿・拝殿保存活用計画」に基づき、そのほかについても現状の保存を基本としながら史跡の本質的価値に影響を与えないような修理、防災設備の整備等を行う。

【無形民俗文化財】

無形民俗文化財としては、県指定の鐘崎盆踊り、市指定の主基地方風俗舞、神湊盆踊り、宗像大社みあれ祭が指定されている。無形民俗文化財の保護にあたっては、活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承できるよう、保護団体等と連携し担い手育成も含め、保護に対する支援を行う。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により損壊し、損壊の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、損壊した場合の適切な修理が重要である。

事前の予防対策として、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な指導・助言を行う。

文化財の修理は、歴史の真正性を担保するため、過去の改変履歴や調査記録などの活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。特に指定文化財の修理や整備の実施にあたっては、文化財保護法や福岡県及び宗像市の文化財保護条例等に基づくとともに、文化庁や福岡県教育委員会、福岡県文化財保護審議会、宗像市文化財保護審議会、宗像市史跡保存整備審議会、世界遺産保存活用検討委員会、世界遺産保存活用協議会等の関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して実施する。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財の修理や整備は、歴史的風致形成建造物として指定した建造物等については、公開活用を想定した内部の修理・整備などに対する支援を実施する。それ以外の未指定文化財は、必要に応じて所有者と協議しながら保存のための対策を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、海の道をテーマとして、大陸との海を介した交流に関する資料を中心に収蔵・展示を行う「海の道むなかた館」の他、休館中であった「大島資料館」をリニューアルし、沖ノ島を守ってきた大島の民俗・信仰に関する映像放映やパネル展示を行う「大島交流館」、沖ノ島の古代祭祀遺跡より発見された、約8万点の奉納品の収蔵・展示を行う「宗像大社 神宝館」があり、来訪者の歴史や文化に対する意識の醸成に寄与する機能を担っている。

平成29年(2017)7月に宗像大社沖津宮(沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩)、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮が世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産として登録されたこともあり、世界遺産に関する情報発信等を行うガイダンス機能の充実や、「宗像大社神宝館」の老朽化が進み、重要資料を保管する施設としての設備が十分とは言えないことから、文化財の保存・活用を行うための施設の再編を検討する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つことから、文化財の保存・活用を図る上では、文化財単体のみではなく、その周辺環境と一体的な措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要である。そのため都市計画法や宗像市景観条例、宗像市屋外広告物条例等の関連法令と連動し、文化財とその周辺を一体的に保全することが求められる。また、道路の美装化、排水路の整備、案内板等のデザインについて、文化財及び周辺環境との調和に配慮し実施する。

(5) 文化財の防災に関する方針

有形文化財については、地震、落雷、水害、台風等の自然災害により損壊、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

滅失のリスクが高い火災は、火災が発生しないよう予防対策の徹底と、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保、火災が発生した際に迅速に対応できるよう日頃からの防災教育・訓練に取り組む。予防対策は、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置とともに、オール電化の導入を検討し、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置する。防災教育・訓練は、文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発と防災教育に取組み、文化財防火デーには、宗像地区消防本部と連携して文化財所在地での消火訓練を実施する。また、地震対策として耐震診断や耐震補強工事の実施など、個別の災害毎に必要なと考えられる対策を行うことにより、損壊・滅失のリスクの軽減を図る。

また、美術工芸品等の有形文化財は、防犯環境設計の考え方に基づき、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。文化財が被災した場合は、被災履歴を記録し、その後の防災対策に役立てる。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する基本的な方針として、市民や来訪者に対して本市の文化財に関する情報や学習・体験機会の提供に努めながら、意識の啓発を図る。また、地域における文化財の維持管理、調査、点検・モニタリングなどを行う組織・団体の育成に取り組むとともに、市内各地に残る盆踊りをはじめとする民俗芸能や伝統行事などの担い手の確保・育成に努める。

さらに、歴史文化を生かしたまちづくりに関する情報提供や学習会の開催などを通じて、地域におけるまちづくりへの取組を促進する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

文化財保護法第93条第1項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については文化財保護法に基づく届出を受け、福岡県教育委員会や開発者と協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力避けるように努める。埋蔵文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図る。また、出土遺物等についても適切な保管・管理を行う。

(8) 文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

本市では、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、宗像市附属機関設置条例に基づき、宗像市文化財保護審議会、宗像市史跡保存整備審議会を設置している。今後、未指定文化財を市指定文化財にする際は、宗像市文化財保護審議会に諮り指定していくこととなり、史跡の保存整備に関することは、宗像市史跡保存整備審議会に諮ることとなる。

表 宗像市文化財保護審議会 委員一覧(平成29年3月1日～平成31年2月28日)

氏名	所属	専門分野
西谷 正	九州歴史資料館・海の道むなかた館 館長	有形文化財、記念物
桑田 和明	元宗像市立城山中学校 教諭	有形文化財
山野 善郎	建築史塾 Archist 代表	有形文化財
森 弘子	太宰府発見塾 塾長	有形文化財、無形文化財
河窪奈津子	宗像大社神宝館文化財管理事務局 学芸員	有形文化財
井上 晋	福岡県文化財保護審議会 委員	有形文化財、記念物
宮元 香織	北九州市市民文化スポーツ局文化部文化企画課 学芸員	有形文化財、記念物

表 宗像市史跡保存整備審議会 委員一覧(平成29年2月1日～平成31年1月31日)

氏名	所属	専門分野
西谷 正	九州大学名誉教授	考古学(東アジア)
佐野 千絵	東京文化財研究所文化財情報部 部長	保存科学
林 重徳	佐賀大学名誉教授	土木工学(地盤工学)
杉本 正美	九州大学名誉教授	造園学(風景工学)
石山 勲	日本考古学協会 会員	考古学(古墳)
藤 周作	宗像市立玄海東小学校 教頭	教育、体験学習
園元 かをり	一般市民	市民公募

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制

文化財を保存・活用していくためには、市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが必要不可欠である。市において文化財の保存・活用に関わる団体は、現在下表に示す 14 団体あり、文化財の調査、普及啓発活動や、無形民俗文化財を保護するための活動を行っている。これらの活動団体と連携して文化財の保存・活用を図るため、団体に対する担い手育成のための支援や、必要な助言・指導等を継続的に行っていく。

表 宗像市の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

活動分類	団体名称	活動概要
まちなみ保全	NPO 法人文化財保存工学研究室	文化財建造物及び歴史的まちなみの保存・活用にに関する調査・指導・普及活動
	唐津街道むなかた推進協議会	九州風景街道「ちょっとよりみち唐津街道むなかた」の取組み
歴史・文化継承	赤馬塾	旧唐津街道赤間宿の歴史継承
	夢灯笼まつり実行委員会	赤間地区における夢灯笼まつりの実施
	宗像・沖ノ島世界遺産市民の会	「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産活動の推進
	むなかた歴史を学ぼう会	世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の保存活用の推進
	地域学芸員	海の道むなかた館において、展示の案内や体験学習
	宗像大社 海洋神事奉賛会	みあれ祭の保存に関する活動
	鐘崎盆踊り振興会	鐘崎盆踊りの保存と継承に関する活動
	陸上神幸実行委員会	陸上神幸の保存に関する活動
	八所宮奉斎会	八所宮の祭事の保存に関する活動
観光ガイド	宗像歴史観光ボランティアの会	来訪者への歴史観光ガイド

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が15件、県指定文化財が9件、市指定文化財が6件の計30件の文化財が存在している。これらの指定文化財は、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。有形文化財について、重要文化財の宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿は平成25年度策定（平成29年度改定）の保存管理計画に基づき、計画的な保護を図る。また、今後策定される世界遺産グランドデザイン（仮称）、世界遺産・国史跡整備計画（仮称）においても本計画と整合をとり実施する。このほか、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財等については、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を継続する。

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な指定の有形文化財として、県指定文化財である宗像神社中津宮本殿などがあげられる。これらの文化財は、経年劣化による内外の毀損が進行しており、可能な限り早い時期に修理を行う必要がある。その際は、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の定めに従いつつ、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づいて修理を行う。未指定の有形文化財である建造物及び記念物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用などに対する支援を行う。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存・活用のための施設としては、海の道をテーマに大陸との海を介した交流に関する資料を中心に収蔵・展示を行う「海の道むなかた館」、沖ノ島で出土した4～9世紀頃のものと思われる約8万点の奉獻品の収蔵・展示を行う「宗像大社 神宝館」がある。

平成29（2017）年7月に宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩）、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮が世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成遺産として登録され、来訪者の一層の増加が見込まれることから、世界遺産に関する情報発信等を行うガイダンス機能の充実が求められる。また、「宗像大社 神宝館」に関しても施設の老朽化などが進み重要資料を保管する施設としての設備が十分とは言えないことから、文化財の保存・活用を行うための施設の在り方を検討する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

本計画における重点区域は、景観計画における景観重点区域内にあるため、各種事業の実施にあたっては、より景観に配慮した整備を進めるものとする。特に世界遺産の構成資産である沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮については非常に重要な景観要素であることから、周辺道路の無電柱化事業についても検討し、適宜、実施していく。

(5) 文化財の防犯・防災に関する具体的な計画

宗像地区消防本部や宗像警察署と連携し、盗難等の防止のための見回りや防災点検、住民への啓発活動を実施し、文化財の防犯・防災に対する意識の向上を図るように努める。また、文化財の所有者や管理者等に対し防犯設備や消防設備を可能な限り設置するよう求める他、県と連携し、文化財に対する市民の防災意識と愛護精神の向上を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動や防火訓練を実施する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持向上させる上でも重要であることから、市内外に向けた普及啓発イベントを実施するとともに、文化財保護の将来の担い手である子ども達に対し、本市の歴史や文化財に関する副読本を作成し、学校教育の中で学習に活用して、郷土文化に対する関心や愛着を育むための取組みを推進する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内には「周知の埋蔵文化財包蔵地」が、35ヶ所存在しており、重要な遺構として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、事業者等にその義務を周知徹底することにより保存を図る。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制・整備に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に取り組む団体として、宗像大社海洋神事奉賛会等が活動を展開している。これらの団体が、文化財の保存・活用に主体的に関わっていけるよう情報提供等の支援を行うとともに、団体間で交流、情報交換できる機会を提供するなど、文化財の保存・活用に向けた体制整備を図ることが重要である。

また、本市に数多くある文化財の保存・活用を行政だけで担うことは限界があることから、市民が主体となる研究会・保存会等を育成・活用する仕組みを構築し、これらの団体と行政が連携することが重要である。